

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年9月2日 午前10時00分 招集
2. 令和4年9月5日 午前10時00分 開議
3. 令和4年9月5日 午後0時07分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

#### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
土木部長	荒木仁	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	総務課長	和田直也
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	企画財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	防災情報課長	市原修二
ほけん課長	小山隆幸	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	波野支所長	岩下勝則
農業委員会事務局長	徳永稔	市民課長	森永智保
健康増進課長	山中昭人	まちづくり課長	石松昭信
上下水道課長	竹原昭典		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山本 繁 樹                      議会事務局次長 市原 多喜男  
書 記 山本 悠 未

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 報告第 10 号 | 専決処分の報告について                            |
| 日程第 2  | 報告第 11 号 | 専決処分の報告について                            |
| 日程第 3  | 議案第 49 号 | 阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について             |
| 日程第 4  | 議案第 50 号 | 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について          |
| 日程第 5  | 議案第 51 号 | 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について     |
| 日程第 6  | 議案第 52 号 | 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について  |
| 日程第 7  | 議案第 53 号 | 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について    |
| 日程第 8  | 議案第 54 号 | 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 9  | 議案第 55 号 | 令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について     |
| 日程第 10 | 議案第 56 号 | 令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について     |
| 日程第 11 | 議案第 57 号 | 令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について     |
| 日程第 12 | 議案第 58 号 | 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 2 号）について        |
| 日程第 13 | 議案第 59 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）     |
| 日程第 14 | 議案第 60 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）         |
| 日程第 15 | 議案第 61 号 | 和解及び損害賠償の額の決定について                      |

午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

#### 日程第1 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第1、報告第10号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。

それでは、議案集の1ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第10号、専決処分の報告につきまして、御説明いたします。

提案理由でございますけれども、本件は、令和4年3月6日、大観峰園地駐車場において発生した一般車両の物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページの専決処分書を御覧ください。まず、和解の相手でございますけれども、それぞれ記載のとおりでございます。2の事故の概要でございます。令和4年3月6日、午後1時頃、大観峰園地駐車場に駐車中の甲の車両が、野焼きの炎と熱風によって焼損、甲に損害を与えたものでございます。3、和解及び損害賠償の額でございますが、(1)市は、乙に対し67万4,113円を支払う。甲の損害額67万4,113円、市の損害額ゼロ円でございます。甲の過失割合はございません。市の過失割合10割でございます。(2)和解事項でございますけれども、本件事故に関して、今後、市と乙の間には、一切の債権債務関係がないことを確認するとしております。

補足でございますけれども、本件につきましては、3月6日、日曜日に実施されました阿蘇北外輪一斉野焼きにおきまして、大観峰園地駐車場に駐車中の車両が強風にあおられた野焼きの炎と熱風の影響によりまして車両への塗装剥離等の損害を与えたものでございます。地元牧野組合では、延焼を防ぐため、駐車場周囲に防火帯を設置いたしまして、野焼き当日は組合員によります観光客、また車両等への注意喚起などの安全対策が行われておりましたけれども、火入れ前から駐車されておりました当該車両について移動がなく、結果的に被災したものでございます。

今回の事故を受けまして、野焼き実施時の駐車場終日閉鎖や通行規制の拡大・強化など、さらなる安全対策の徹底などにつきまして、現在、関係機関と協議をしているところでございます。地元牧野や観光施設、観光客等との共通した認識が今後図られるよう、さらなる注意喚起を行ってまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

これは毎回のことですが、市の過失割合が 10 割というのがどうも納得がいかないです。のけなければいけなかった車をのけてなくて、炎に巻かれているわけですから、どうにも 10 対 0 という判断がやっぱりおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回、市の過失割合 10 割ということでございます。これにつきましては、総合賠償補償保険に町村会を通じまして損保ジャパンで受け持っておりますけれども、損保ジャパンの判断としまして市の過失割合 10 割と定められたところでございます。また、地元牧野組合におきましても、先ほど申しましたとおり、観光客、また車両等の注意喚起等につきましては場内放送、また組合員によります対応等が行われておりましたけれども、結果として市が火入れ権者という形で今回 10 割と保険会社のほうで定められたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 保険会社の言うことは分かります。保険会社は当事者じゃない。阿蘇市は当事者なんです。やっぱりその辺の何かこちらの意見ももう少し通してもらわないと、何もかも保険会社の言うとおりで、取りあえず阿蘇市が一般財源からの持ち出しがないところもあるでしょうけれど、言うべきところはきちり言うておかないと、後々面倒なことになりませんか。

以上です。答弁はいいです。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

SNS に投稿された、ちょうどこの車が焼けているところの映像を見ても、危険を感じたほかの車はどんどん移動しているわけです。でも、事故に遭われた車はいつまでもそこに停車しているという画像が流れていたの、運転手はその近くにいたのか、離れていたのか、それによっては、先ほど五嶋議員が言ったように、市の過失割合が 10 割というのはどこまで調査をされているのか、答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 車両の所有者でございますけれども、聞き取りを行いましたところ、大観峰展望所のほうで観光を行われていたといったところでございまして、先ほど申したとおり、地元観光施設のほうで展望所付近の来場者への呼びかけ、火入れ開始前の注意喚起については行っていたんですけれども、結果的にお戻りがなかったということで今回の車両が損傷したといったところでございます。映像等を見ても、それぞれ移動なさったところもございまして、今後は、先ほど申したとおり、終日閉鎖等も、現在、市か

ら申入れをしているところをごさいますて、地元観光施設も聞き入れていただいている状況でございます。そういった形で、今後はしっかり注意喚起、また事故防止に努めてまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今までいろいろ専決処分の報告を受けてきましたけれども、代位請求者ですか、こういう言葉が出てきたのは私は初めてだったんですけれども、これは停車中の車、次の案件は走っていても代位請求者という方が相手になっているというのは何か理由があるんですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回、代位請求者という形で、最終的に保険会社が和解の相手方になってございます。運転者の掛けられている車両保険を適用されたことによりまして、損害賠償請求権に基づき代位請求という形になっているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

## 日程第2 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第2、報告第11号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） それでは、議案集3ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました報告第11号、専決処分の報告につきまして、御説明をいたします。

提案理由でございますけれども、本件は、令和4年3月6日、国道212号（市道大観峰茗ヶ原線入口付近）において発生した一般車両の物損事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

4ページの専決処分書を御覧ください。まず、1、和解の相手でございますが、それぞれ記載のとおりでございます。2の事故の概要でございますが、令和4年3月6日、午前11時頃、国道212号（市道大観峰茗ヶ原線入口付近）を走行中の甲の車両が、道路を越えてきた野焼きの炎と熱風によって焼損、甲に損害を与えたものでございます。3の和解及び損害賠償の額でございますが、(1)市は、乙に対し54万円を支払う。甲の損害額54万円、市の損害額はございません。甲の過失割合はございません。市の過失割合10割でございます。(2)和解事項でございますが、本件事故に関して、今後、市と乙との間には、一切の債権債務関係がないことを確認するとしております。

補足でございます。本件につきましては、先ほど報告第10号と同様、3月6日に実施され

ました一斉野焼きにおきまして、国道 212 号を通行中の車両が突風により国道を越えてきた野焼きの炎と熱風の影響により車両への塗装剥離等の損害を与えたものでございます。地元牧野組合では、野焼き当日、事故付近を一時的に組合員による通行規制等を行っておりましたけれども、国道両側の原野の炎が突風により予想以上に火の回りが早く、組合員による消火活動が難しい状況となりまして、結果としまして被災したものでございます。

今回の事故を受けまして、道路の通行規制の拡大・強化、またさらなる安全対策の徹底等について関係機関と協議を行っているところでございます。地元牧野、観光客等々の共通した認識がさらに図られるよう注意喚起を行ってまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

### 日程第 3 議案第 49 号 阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、議案第 49 号「阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 49 号、阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、議案書 5 ページからになります。提案理由でございます。7 ページ、下のほうをお願い申し上げます。本件につきましては、妊娠・出産・子育て、それと仕事の両立支援を目的に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されましたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

まず、今回の改正の概要について申し上げます。非常勤職員に係ります育児休業の取得回数制限の緩和を行うとともに、育児休業の柔軟な取得に資する措置を講じる改正でございます。施行日につきましては、令和 4 年 10 月 1 日としております。

それでは、8 ページからの新旧対照表に基づき概略を説明させていただきます。

まず、8 ページの第 2 条、10 ページの第 2 条の 3、12 ページの第 2 条の 4 についてでございますけれども、非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、子が 1 歳到達日以降の育児休業取得日について取得日の要件等を廃止するものでございます。

13 ページをお願い申し上げます。13 ページの第 3 条並びに 14 ページの第 3 条の 2、同じく 14 ページ、第 8 条につきましては、育児休業の取得要件の緩和に伴いまして、再度の育児休業の取得に係る特別な事情に関する規定を整備するものでございます。

いずれの改正につきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴います条例改正としたところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。ただ今議題となっております議案第49号から議案第58号までは、各常任委員会に付託されます。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第4 議案第50号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、議案第50号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第50号、令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

別冊1をお願いします。開いて、1ページになります。まず、第1条ですが、今回の補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億5,194万4,000円を追加し、176億2,243万3,000円と定めております。また、第2条では債務負担行為の補正を上げておりますが、具体的には6ページで御説明いたします。

6ページをお願いします。6ページは、債務負担行為の追加分としまして、2項目を上げております。上の段のなみの高原やすらぎ交流館ほか1施設管理委託料につきましては、今回議案のほうで公の施設の指定管理者の指定について上程させていただいておりますが、並行いたしまして、予算についても令和5年度から令和6年度までの期間の債務負担行為限度額としまして792万円を計上しております。

それでは、まず主な歳入予算について説明させていただきます。

11ページをお願いします。11ページの一番上になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして1億7,428万2,000円を追加計上しております。コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分の3つの事業を含む、全部で11事業分を追加しております。なお、主な事業につきましては、後ほど歳出予算で御説明いたします。

続いて、14ページをお願いします。14ページの中段以降になります。款19繰入金の項2基金繰入金でございます。令和4年度の当初予算におきましては、財政調整基金を7億円、それから減債基金を6,500万円取り崩す編成としておりましたが、今回繰越金等が確定いたしまして、財源が確保できましたので、この2つの基金の取崩しは行わず、全額をマイナス計上しまして、繰入金をゼロにしております。

また、同じページの一番下の段になります。右端の前年度繰越金につきましては、令和 3 年度の決算によりまして繰越額約 13.3 億円が確定いたしましたので、今回 11 億 3,448 万 3,000 円を追加計上しております。なお、前年度よりも約 2.4 億円ほど繰越金が増えておりますが、歳出抑制に努めたこと、それからコロナ禍の影響によりましてイベント・行事等が縮小したことなどが増加の要因として挙げられます。

続きまして、主な歳出予算について御説明いたします。

まず、18 ページをお願いします。18 ページの一番下の段になります。左端の目 4 市議会議員選挙費につきましては、来年 1 月 29 日に執行されます市議会議員選挙に係る経費としまして、トータルで 2,141 万 2,000 円を計上しております。18 ページから 19、20 ページにかけて計上しております。

続いて、21 ページをお願いします。21 ページの下の方になります。左端の目 3 児童運営費の下から 1 行目と 2 行目になります。こちらは、冒頭で申し上げました物価高騰対応分としましてコロナ臨時交付金を活用した事業でございます。一番下の民間保育所等への食材費等高騰対策事業費補助金としまして 435 万円、それから下の 2 行目の公立保育園の賄材料費としまして 75 万円を計上しております。いずれも給食の質の低下及び保護者の皆様への負担転嫁を防止、軽減するために 1 食当たり 20 円を支援するものでございます。

続いて、22 ページの中段ほどになります。左端の目 4 児童福祉施設費でございます。旧坂梨保育園解体工事としまして 1,030 万円を計上しております。こちらは、先般落成いたしました坂梨保育園園舎の移転を受けまして、防災対策及び景観保全のため、老朽化した旧施設等を解体するものでございます。

次に、24 ページをお願いします。24 ページ、左端の目 7 環境共生基金事業費につきましては、景観・環境整備等事業委託料としまして 1,628 万 6,000 円を計上しております。こちらは、草千里のさらなる眺望景観の向上に向け、A S O 環境共生基金等を活用いたしまして、阿蘇登山道路沿いの市有林の通景伐採を実施するものでございます。

続いて、同じ 24 ページの下の方、左端の目 15 新型コロナウイルスワクチン接種費につきましては、オミクロン株に対応したワクチン接種に係る体制整備等の費用としまして、トータルで 7,379 万 8,000 円を計上しております。なお、財源につきましては、全額国費となっております。

次に、25 ページをお願いします。農林水産業費になります。25 ページの左の目 3 農業振興費の節 18 負担金補助及び交付金の一番下になります。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金につきましては、波野地域の新規作物導入及び耕作放棄地の解消に向けて土地を借り受けました民間事業者に機械導入に係る費用を補助するもので、827 万 5,000 円を計上しております。なお、財源につきましては、全額国の財源を伴う県支出金となっております。

続いて、26 ページの下の方、商工費になります。下から 3 行目のところの地域振興緊急対策事業補助金につきましては、物価高騰の影響を受けている市民の皆様の生活支援、負担軽減を図るとともに、市内事業者の方々の経済活動を下支えするための事業費としまして 1 億 1,600 万円を計上しております。こちらは、全額コロナ臨時交付金を充当しております。



続いて、27 ページをお願いします。27 ページの一番下になります。地域の稼げる看板商品の創出事業補助金につきましては、あか牛にまつわる歴史・文化・人・生育環境など、あか牛の魅力やブランド力を向上させ、地域資源を活用したコンテンツの造成及びプロモーション活動等を実施するための費用としまして701万円を計上しております。

続いて、29 ページをお願いします。29 ページの上のほうですが、下水道事業特別会計繰出金としまして2,093万1,000円を追加計上しております。こちらは、管渠工事の追加分として750万円、昨年度決算における資金不足分としまして約700万円、本年度消費税申告納税分として約350万円などを一般会計から繰り出すこととしております。

続いて、その1つ下の災害対策費になりますが、自主避難所トイレ感染症対策工事につきましては、コロナ対策としまして市内の自主避難所4施設におきましてトイレを和式から洋式にするなど飛沫拡散防止等につなげるものでありまして、コロナ臨時交付金を活用し、1,400万円を計上しております。

続いて、31 ページをお願いします。31 ページは、教育費になります。上から3行目の小学校トイレ改修工事につきましては、先ほどの自主避難所同様に和式トイレを洋式に移行するものでございまして、全額コロナ臨時交付金を活用し、2,220万円を計上しております。なお、中学校も同じように、次の32 ページの一番上の行になりますが、中学校トイレ改修工事としまして、トイレを洋式化するための経費1,650万円を計上しております。

続いて、戻りまして、31 ページの中段になります。阿蘇小学校体育館設計業務委託料につきましては、先般の体育館内壁のコンクリートの一部剥落を受けまして、現在緊急調査を実施しておりますが、今後の対応・対策に向けまして耐力度判定及び設計業務を委託するための費用4,800万円を計上しております。

続いて、32 ページの一番下の2項目を御覧ください。まず、一の宮体育館雨漏り改修工事につきましては、老朽化等による玄関、廊下などの雨漏りを解消するための工事としまして500万円を計上しております。また、一の宮運動公園遊具設置工事につきましては、経年劣化により撤去した遊具施設を再整備するための費用としまして500万円を計上しております。

続いて、33 ページをお願いします。33 ページの上から3行目になります。食材費等の高騰に伴う学校給食材料費等助成金につきましては、保育所同様に保護者の皆様方の負担軽減等を図るため、1食当たりの食材費増加分20円を助成するため、751万3,000円を計上しております。なお、財源につきましては、コロナ臨時交付金を全額充当しております。

最後に、34 ページになりますが、今回残った財源につきましては、予備費に7,503万2,000円を追加計上しております。なお、こちらの34 ページについては、大変申し訳ありませんが、事前に差し替え分をお渡ししておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番、谷崎です。

31 ページの阿蘇小学校の体育館の件ですが、検査した状況について詳しく説明いただきたいのと、設計委託料で4,800万円かかるということは、工事になった場合、天井を全部やり替えるような感じになるところで考えておられるのか。そして、また修繕まで含めて使えるようになるのはいつ頃と見込んでいるのか、そういったことについてお尋ねいたします。

それと、32 ページにもありますけれど、小中学校トイレ、避難所のトイレですが、これは洋式トイレなので、蓋はするということではよろしいのでしょうか。この前、坂梨保育園のトイレを見たときに蓋がなかったので、蓋をしたらどうかと。ウイルスだから、まき散らすからですね。そういう話もしたことがあるんですけど、それについては小児科に確認したところ、蓋を付けると逆に蓋で子どもたちは遊ぶから付けられないほうがいいという見解も先生からいただいたので、小学校以上については蓋があったほうがいいと思いますので、その確認をさせていただきたいと思います。

それと、27 ページですが、地域振興対策費にサステナブルな地域づくりモデル事業ということで2,000万円計上されていますが、この事業について詳しく説明をお願いいたします。地元の事業者とかは関係あるのかも含めて説明をお願いします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。

阿蘇小学校の体育館の設計業務委託料ということで31ページにつきまして御説明いたします。阿蘇小学校体育館におきましては、7月27日に一部が落下したことが確認されたわけでございますけれども、4,800万円の委託料の内訳でございますが、先ほども企画財政課長からありましたように、耐力度判定業務に350万円、解体設計に500万円、新築設計に3,950万円、計4,800万円となります。現在専門家による緊急点検を行っておりまして、点検の結果を踏まえて今後の方向性を決めてまいりたいと考えております。

それから、トイレの改修の件でございますが、小中学校全校洋式化したいということで進めてまいりたいと思います。トイレにつきましては、全部蓋をかぶせるように洋式化した分についてはしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） すみません、追加でございますが、先ほど私は4,800万円の新築と申しあげましたけれども、修理をする場合もございます。改築する場合もございますので、どちらか高いほうの見積りで計上してあることを申し添えたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 御質問いただきましたサステナブルな地域づくりモデル事業でございますが、本件は、阿蘇カルデラツーリズム推進協議会への補助を考えております。協議会は、商工会、観光協会、旅館組合、ASO田園空間博物館、テレワークセンターなどが加盟している阿蘇市の総合的な団体でございます。そこで、阿蘇くじゅう国立公園と

言えば、阿蘇の草原というのが代名詞かと思いますが、この草原を活用したサステナブルな滞在コンテンツを造成していこうというものです。その体験料の一部を地元に戻元していこうという仕組みを構築したいと考えております。ここでは、これまでの草原の保全に関する取組とか、既存のコンテンツの整理を行います。それから、一番ポイントは、今回、自然公園法が改正されました。そこで、自然体験活動促進計画というものを今回この事業で策定します。そうしていくと、より効率的な草原の利活用というところが増えてきます。そういったものがポイントとなるかと思いますが。これについては国との全額 100%の委託契約になりますので、市の持ち出しはございません。それで、ここに情報発信も含めていきますので、この事業をもって草原の活用、それから草原の保全、併せもって確立をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 体育館については、まだ検査の結果が出ていないということで、それに応じてやっていただきたいと思いますが、昨日、一昨日から台風が来ているように、前日も大きな台風が来たときに、地元の方々が非常に不安に思われて、ホテルを予約して泊まったりとか、その後、体育館を開けてくれという要望があって、体育館を開ける動きがあったと思うんですけども、今回は体育館がないということで、授業にも差し支えがあると思うんですけども、もしもの大きな災害のときは校舎のほうでも開けるぐらいの検討もしておいていただきたいと思います。なかなか黒川には大きな施設はあそこぐらいしかないので、検討いただきたいと。それと、体育館を使う授業、そういったことについてはどうなるのか、その2点について、また追加でお聞きします。

それと、先ほどのサステナブルな地域づくりは、ほとんど観光かと思うんですが、地元との関わりをどういうふうと考えていくのか、それについてもうちよっと説明と検討をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 避難所等につきまして教室をとということで、それにつきましては防災のほうと検討いたしまして、協議を進めてまいりたいと思います。

それから、体育等の授業の体育館の使用でございますが、学校と協議いたしまして、乙姫体育館を使用する方向で今計画をしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 地元との関わりでございますが、今回草原を活用しますので、地元の牧野組合、これは全部ではございませんけれども、パイロット的に既に実施をしている場所とか、そういったところを取り上げて、牧野組合の方々と協議を重ねて、先ほど言いました自然体験活動促進計画あたりの整備をつくりあげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

16番議員、藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） 教育委員会にお尋ねします。

31 ページと 32 ページに市内の小中学校のトイレ改修工事が計上されておりますが、改修の内容は洋式化ということですが、その洋式の内容ですが、ウォシュレットのトイレに変えられるのか、ただの洋式に改修されるのかを、まずお尋ねしたいと思います。

それから、2 点目は、32 ページの一番下に一の宮運動公園遊具設置工事というのがあります。これと関連しますけれど、運動公園はほとんど放送施設が使えないような状態になっております。まず取り組むとすれば、公園の遊具よりも放送施設を改修しなければ、そちらのほうが利用者は多いと思うんです。そういう要望が上がっているのか、それに対してどういうお考えを持っておられるのか、その 2 点をお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

洋式化のトイレにつきましては、蓋はございますが、ウォシュレットではありません。小中学校を今回洋式化する分については、ウォシュレットではないということでございます。

それから、32 ページの運動公園の遊具のほかに一の宮運動公園の音響がということでございます。音響に若干不具合があるということは今朝確認したところでございますけれども、現在のところその状態を把握いたしまして、早急に検討してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） まず、トイレ改修の件ですけれど、以前、一の宮小学校が落成したときに、そこの職員さんとか保護者の一部から「議員さん、一般社会ではウォシュレットが常態化している」と。しかし、使っているのはウォシュレットのない洋式トイレということで、教育委員会でもいろいろ検討されて、通常の洋式トイレにされたと思っておりますけれど、そのうち間違いなくウォシュレットをという時代が来ると思うんです。やっぱりいろいろ改修工事とか新築工事をされる場合は、先々のことも見通されて検討されるべきではないかと思っております。

それと、今、課長から、放送施設は若干の不具合があるということでしたが、私たちも、ここにほかの議員さんもおられますが、あそこを使った場合に、若干どころではありません。グラウンドのほうは、ほとんど聞こえません。ですから、やっぱりそういう立派な施設ですので、みんなが使い勝手のいいような整備をお願いしたいと思います。一回行ってみてください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ウォシュレットにつきましては、今後、電気工事とかいろいろありますので、その分も含めて、今回はウォシュレットのない見積りでやっておりますけれども、若干その中で検討できる部分がございますら検討をしてみたいと思います。

それから、運動公園の音響につきましては、確認をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

4 番議員、甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 4番、甲斐でございます。

25 ページ、目 3 農業振興費の中の主食用米生産・販売力強化緊急支援事業について中身をもう少し説明していただきたいと思います。併せまして、その下の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業は、先ほどちょっと説明がありましたけれども、ここも併せて説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、1 点目でございます。主食用米生産・販売力強化緊急支援事業補助金でございます。この事業につきましては、今回創設された事業でございます。主食用米生産を行う団体でございますけれども、この団体が農業所得を確保するために実施する次期作の農業経営費削減や高付加価値化の取組によりまして販売金額の増加を図るための取組に対して助成を行うものでございます。2 分の 1 以内の補助率でございます。低コスト生産技術の導入でございますとか、これについては播種機、また田植機にアタッチメントを付ける機械の導入、また品質向上の取組におきましては土壌分析に基づく施肥、また高付加価値販売のための独自の米袋の作成でありますとか、こういったものが対象になってございます。対象団体につきましては、今申しましたとおり、農業法人、また集落営農組織等が対象団体になります。

続きまして、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金でございます。こちらは、先ほど企画財政課長が説明いたしましたとおりでございますけれども、波野地域の畑作振興の一環としまして、加工用馬鈴薯の生産を安定拡大していくために自走式ハーベスター1 台を導入するものでございます。この導入によりまして作業の効率化、また労働負担の軽減が図られるとともに、面積の拡大、また地域のほうで雇用の創出にもつながるといところで期待をしているところでございます。事業主体については、地元の農地の貸し借りの契約をしました農業法人でございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） おはようございます。3 番議員、児玉です。

26 ページ、お願いいたします。目 13 の畜産環境対策総合支援事業補助金でございますが、畜産・土づくり施設等導入支援事業ということで全額国・県の支出金で約 1,200 万円計上してございます。この使い道としては、やはり畜産農家が出す動物の、いわゆる扱いにくい排泄物の処理だとは思いますが、堆肥を高品質化して農家に売る、あるいは乾燥させて、攪拌させて、ペレット化して販売するとか、そういう方法だろうとは思いますが、その内容と対象件数をお分かりでしたら、よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 畜産振興総合対策事業費でございます。この補助金につきましては、畜産・土づくり施設等導入支援事業という名称になってございまして、いわゆる議員がおっしゃいますとおり、高度な畜産環境対策の導入によりまして畜産経営における環境負荷

軽減への後押しを図るものでございます。国庫補助金 2 分の 1 以内の補助率でございます。堆肥生産の高品質化への取組を行うものでございます。

内容につきましては、堆肥処理施設の新設でございます。1 棟、424 平米を予定されているところでございます。これによりまして、堆肥生産に占める販売量の割合を 2 年後に 10 ポイント増加させるような採択要件が設けられているところでございます。取組主体については、1 法人でございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 1 法人が対象ということですね。畜産関係の処理というのが一番今から先でも、今までもですけれども、やはり悪臭防止や水質の汚染とか、そういう環境に敏感にリンクしているものですので、今後とも課長がおっしゃるような環境を大事にした方策でやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

22 ページの旧坂梨保育所解体工事がありますけれども、解体は当然すべきだと思いますが、跡地の利用とか、そういったことについては何か検討がなされているのかという点が 1 点と、もう 1 点は、先ほど藏原議員のほうでウォシュレットの件が出ていましたが、やはりコロナ臨時交付金を利用するわけです。それで、やがてまたウォシュレットを付けなければいけなくなることが予想されますので、ぜひとも今回きちんとした対応をしていくべきではないかと求めておきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） おはようございます。

ただ今質問がありました坂梨保育園の旧園舎の解体ですけれども、跡地利用については、現時点で明確に何に使うというのは決めておりません。普通財産化して、遊休地として今後管理していくことになると思います。今回上げさせていただきましたのは、園舎の建築が昭和 54 年、今 43 年経っておりまして、構造体と、あと本年度も屋根の一部が飛ぶなど、安全上、管理が困難な状況が近づいております。その点を含めると、今後の管理経費等を考えた場合と、地域の皆さんにせつかく愛していただける園舎を造ることができましたので、旧園舎でそういう周囲に迷惑をかけるようなことはなるべくなくしたいということで今回解体予算を計上して、今後は遊休地として管理していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 学校トイレの洋式化のことについてでございますが、和式から洋式に変えるにあたり、ウォシュレットにつきましては、内部で検討させていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

32 ページの一の宮体育館の雨漏りの改修工事についてですが、ここは自主避難所にもな

ります。内牧の自主避難所は、夏あたりは網戸にして避難できるようになっているんですけども、今回は雨漏りの改修工事ということで、玄関から左側、それと奥のほうは随分長く雨漏りしているんですけども、500万円の数字というのは何か。設計はもちろんされて決まっていると思うんですけども、その辺の経緯の説明をお願いいたします。

それと、先ほどからトイレの話が出ていますけれども、これは小中学校全部の和式を完全洋式化ということですか。例えば、教職員が使うところの和式を1個残すとか、そういうのはなくて、全部洋式に変えるということですか、答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 一の宮体育館の雨漏りの改修の件でございますが、これにつきましては、全体的に体育館は雨漏りしている状態でございます。災害等になりますと、ここが避難所になりますし、現状、社会体育の部分でも利用していただいていますので、まず入り口のトイレ付近等の雨漏りを改修しようということで500万円計上させていただいております。これは、全体的な改修までは至らない金額でございます。

それから、学校のトイレを和式から洋式に改修ということで、小学校におきましては52か所、中学校におきましては30か所、今回改修します。学校の先生の分については、洋式であるかと思えます。学校によっては子どもたちの状況において和式が1、2か所あると聞いておりますけれど、数字は資料を持ちませんので、全部完全に洋式ではないかもしれません。すみません。今回全体的には82か所を洋式化するというふうに計画しております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 洋式化も、大人によっては同じところに座るのに少し抵抗があるとかいう話も聞きますので、完全洋式化というのもどうかと。先生方のほうは、1つ、2つぐらいは残しても。子どもたちは完全に小さい頃から洋式で慣れているので、和式はちょっと難しいと思うんですけど、今後の検討としてお願いします。

それと、一の宮の体育館は、手前もですけれど、向こうのほうも、私たちも毎週一回はどうしても使わせていただいているんですけども、ブルーシートを敷いて、バケツが置いてあるという状態なので、もちろん予算等の都合もあると思えますけれども、ここは早急に対応をお願いしたいと思えます。

それと、予算とは少し離れますが、宮地小学校の体育館のほうが新しいんじゃないかと思っているんですけども、今後の検討課題として一回調査されたらどうかと思えます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 学校のトイレの洋式化については、もう一度内部で検討させていただきたいと思えます。

また、一の宮体育館の雨漏りにつきましても、全体的に行いますと何千万円かかるといふ話は聞いております。取りあえず、社会体育で使用料をいただいていますので、まず入り口の修理をさせていただいて、あとはまた長期的、中期的に内部で検討させていただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 19 番、河崎でございます。

先ほども質問がありましたけれども、款の農林水産費です。農業振興費の中で、先ほど持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金がありましたけれども、これは近い将来的に波野あたりで馬鈴薯あたりが生産できるといいなと思っております。現在のところ、波野で生産農家、生産法人は何人いるのか、面積はどれだけか。それと、もう一つは、財源ですけれども、827 万 5,000 円のうち、市の財源がどれだけ必要なのかをお尋ねします。

それと、せっかくですから、商工費の目 12 ふるさと納税費について、地域の稼げる看板商品の創出事業補助金となっておりますけれども、どのようなものを看板商品と位置づけるのかをお尋ねします。私の認識では、南小国のきよらかアサに、この前 8 月に遊びに行きました。ふるさと納税で熊本県の馬刺し、からし蓮根、阿蘇たかなというのが土台に置いてあります。これは余談になりますけれども、たかなの宣伝はうちの畑がしてありました。びっくりいたしました。そういうことで、阿蘇市の看板商品は何かということをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 農業振興費の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金の件でございます。これについては、先ほど御説明いたしましたとおり、波野地域の畑作振興の一環としまして加工用の馬鈴薯を、今後、新しい作物の導入ということで規模拡大を図るものでございます。法人につきましては、いわゆるスナック菓子の製造メーカーの農業法人が 1 法人でございます。こちらが実際生産から収穫まで賄いまして、一部の収穫作業に地元の雇用を計画しているということでございます。また、補助率 2 分の 1 以内でございますけれども、これについては、国庫補助金相当額の県補助金を充てております。したがって、一般財源についてはございません。面積でございますけれども、本年については約 4 ヘクタールの作付けでございまして、次年度以降が 10 ヘクタール規模になるという形で計画をされてございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 看板商品の事業について御説明をさせていただきます。看板商品のテーマは、今回、あか牛に設定をさせていただいております。この地域ではあか牛は非常に今人気でございますが、実は東京に行くとも認知がかなり落ちるということでございまして、今回、肉に関係する結構有名な方々をこちらに招聘して、新たな商品開発とか、それにまつわる旅をつくったりとか、そういったことをやっていきたいと思っております。これについては、国費が 600 万円ついていて、阿蘇市からの持ち出しは 100 万円程度ということでございまして、今後、商品造成からプロモーションまでを一貫してやっていきます。最終的にはふるさと納税の返礼品とし、収益を上げていくような展開も図っていきたく思っています。よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。



○19 番（河崎徳雄君） 佐伯課長が答弁されたことですけれども、市外の法人と解釈しております。阿蘇市の中にも、まだ波野にも馬鈴薯部会というのがあります。馬鈴薯部会を活用して、畑作、馬鈴薯の振興をすると良いと思っております。私も以前、湖池屋が来たときに一般質問もしておりますので、ぜひ波野地区の農業の所得の向上につながるようによろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員がおっしゃるように、これまで種馬鈴薯生産部会が組織されておりますけれども、今回は加工用馬鈴薯でございますので、若干作物的に違いがございますけれども、将来的にはこちらを波野地域一帯で賄えるようなところで協議、連携を図ってまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 暫時休憩をいたします。

それでは、11時15分から再開いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第5 議案第51号 令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第5、議案第51号「令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） お疲れさまでございます。

ただ今議題としていただきました議案第51号、令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明させていただきます。

別冊2でございます。令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算の第1号になります。

1ページ、令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,993万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億4,588万1,000円と定める。2、歳入歳出

予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。こちらは、3 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明したいと思います。

3 ページが総括になっておりまして、歳入合計が 1,993 万 1,000 円の補正がありまして、5 億 4,588 万 1,000 円となっております。歳出が同額の補正額となりまして 1,993 万 1,000 円、補正後の金額が 5 億 4,588 万 1,000 円となっております。

4 ページになりまして、歳入は、一般会計繰入金下水道事業分、公債費分、予備費分を含めまして、金額は 2,093 万 1,000 円となっております。下に移りまして、繰越金は 100 万円のマイナスとなりまして、歳入合計の補正額としましては 1,993 万 1,000 円、補正後の金額としましては 5 億 4,588 万 1,000 円となっております。

めくりまして、5 ページの歳出になります。

下水道事業費の歳出の補正になります。工事請負費は、もともと相談を受けておりました 7 件の管渠工事について予算を上げておりましたけれども、近年の分譲地計画とかがありまして、3 件追加しまして 750 万円の補正となっております。その下の償還金利子及び割引料ですけれども、こちらは国庫支出金の返還金となります。こちらは、過年度の事業費におきまして年度間調整において調整しきれなかった分の国庫補助金を返納する額となっております。93 万 5,000 円となります。下に移りまして、節 26 公課費ですけれども、345 万 3,000 円。こちらは、9 月に下水道特会につきまして消費税の申告を行いますけれども、そちらの補正になりまして、補正後が 345 万 3,000 円となります。

下に移りまして、公債費ですけれども、先ほど申しました国庫補助金の返還の事業量に合わせまして起債分の返還、繰上償還になりますけれども、こちらが 90 万円となっております。

下に移りまして、予備費の補正額は 714 万 3,000 円。こちらは、全員協議会でも御説明しましたとおり、令和 3 年度決算におきましてマイナス計上となりましたので、その分を補正していただく決算となります。また、もともと組んでおりました 100 万円はマイナスになりますので、合計しまして補正後の金額は 814 万 3,000 円となります。

歳出合計につきましては、5 億 4,588 万 1,000 円となっております。

以上が今回の下水道特会の第 1 号の補正の内容となります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 下水道特会ということで、決算の赤字の件についてはまた決算のときに質問しますが、今回繰入金ということで計上されています。この繰入れについては、決算で実質収支が赤字で出ていますので、前もってある程度計算して、3 月 31 日までに繰り入れて、そして連結決算に影響しないように、黒字化するようにきちんと工夫していただきたいと思います。

それと、もう一つは、繰入れに関して何億円という金額になっていますので、繰入れに関

する基準、これは繰り入れていいけれど、ここまでは繰り入れないとか、あるいはこの基準のものだったら繰り入れていいとか、例としては医療センターの法定内繰入金額内でありますという説明をいつもいただきますけれど、何らかの基準をつくっていったほうがいいと思うんですけれど、そのことについて2点質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） まず、令和3年度決算におきまして赤字決算になりましたことについてでございますけれども、こちらは2月、3月で仮決算をした上で収入の見込みを立てて、収納につきましては5月出納閉鎖期間までございますので、そのあたりの見込みも立てた上でマイナス計上にならないように今後はしていきたいと思っております。

2点目の繰出基準ですけれども、下水道の繰出基準はございます。特に事業を行いまして、起債を借り入れた。その償還金につきましては、もちろん基準内になります。また、職員の人件費、そのあたりも基準内になります。それぞれ特別交付税と普通交付税に分かれておりますけれども、それぞれ交付税措置率が違いますけれども、そこを精査した上で、より市の事業に対して効率のよい取り方をしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 赤字になったから、足りませんから、繰り入れてくださいということにならないように、繰入基準と、そしてきちんと経営ができるめどを立ててやっていっていただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

## 日程第6 議案第52号 令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） について

○議長（湯浅正司君） 日程第6、議案第52号「令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第52号、令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

資料は、別冊3の1ページをお願いいたします。本補正予算は、第2号補正となります。歳入歳出補正予算。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,373万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億8,531万1,000円と決めました。

6ページをお願いいたします。2、歳入です。款6県支出金、目1保険給付費等交付金、特別調整交付金につきましては、歳出において御説明申し上げます。

その下段、款11繰越金、目1その他繰越金です。前年度の繰越金として5,357万4,000

円を増額し、8,357万4,000円としたところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。3、歳出です。款1総務費、目1一般管理費、節12委託料、未就学児均等割負担金交付申請プログラム作成委託料としまして16万5,000円を計上させていただきました。これは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、システムの改修が必要となったものでございます。財源としまして県特別調整交付金を充当させていただきました。

次に、款11予備費、目1予備費としまして4,474万3,000円を増額し、5,254万2,000円といたしました。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第7 議案第53号 令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第7、議案第53号「令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第53号、令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

別冊4をお願いいたします。1ページをお開きください。本補正予算は、第2号補正となります。歳入歳出補正予算。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,848万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億9,786万7,000円と定めました。

6ページをお願いいたします。款4国庫支出金、目3事業費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円と介護保険事業費補助金66万6,000円につきましては、歳出と併せて御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。款9繰越金、目1繰越金、前年度繰越金としまして1億3,399万1,000円を増額計上しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。3、歳出です。

款1総務費、目1一般管理費、介護予防体操動画作成業務委託料としまして96万8,000円を計上しております。財源としまして国庫補助金である介護保険事業費補助金66万6,000円の充当を予定しております。

続きまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金773万円につきましては、グループホームの非常用発電設備整備事業であります。財源につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の充当を予定しております。

続きまして、款7諸支出金、目2償還金としまして3,296万9,000円を令和3年度分の精

算金として国・県・支払基金に返還するものでございます。

9 ページをお願いします。続きまして、款 8 予備費としまして令和 3 年度の決算において確定いたしました繰越金の一部を充てることにより 7,491 万 9,000 円を増額補正といたしました。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 8 議案第 54 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 54 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 54 号、令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

別冊 5 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 2 号補正となります。歳入歳出補正予算。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,008 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 2,918 万 3,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2、歳入です。款 5 繰越金、目 1 繰越金です。前年度の繰越金としまして 1,008 万 3,000 円を増額したところでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。3、歳出です。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、被保険者保険料負担金としまして 759 万 7,000 円を令和 3 年度分の精算分として計上するものでございます。

続きまして、款 4 諸支出金、目 1 一般会計繰出金でございます。事務事業費の精算金としまして 248 万 8,000 円を一般会計に令和 3 年度分として返還するものでございます。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 9 議案第 55 号 令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

#### 日程第 10 議案第 56 号 令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

#### 日程第 11 議案第 57 号 令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）につ

いて

○議長（湯淺正司君） お諮りいたします。日程第9、議案第55号「令和4年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について」、日程第10、議案第56号「令和4年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）について」、日程第11、議案第57号「令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 御異議なしと認めます。したがって、日程第9、議案第55号から日程第11、議案第57号までの議案については、一括して議題とすることに決定いたしました。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

ただ今一括議題としていただきました議案第55号から議案第57号につきまして、順に御説明申し上げます。

まず初めに、別冊6をお願いいたします。議案第55号、令和4年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

1 ページをお願いします。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出それぞれ2,440万5,000円と定めております。

それでは、6ページのほうで説明させていただきたいと思います。6ページは、歳入になります。まず、上の段は、財政調整基金繰入金でございまして、335万円を計上しております。こちらは、後ほど歳出予算で御説明いたします。下の段の前年度繰越金につきましては、令和3年度決算に伴い、金額が確定しましたので、既計上予算との差額であります965万円を追加計上しております。

次に、歳出予算について御説明いたします。7ページをお願いします。歳出は、1項目になります。水道管理費としまして、産神地区飲料水水源さく井工事1,300万円を計上しております。こちらは、産の平水源の水量が減少しておりまして、既設水源池の100メートルほど下で新たにボーリングを行い、安定的な水の供給を行うものでございます。財源としましては、先ほどの繰越金と財政調整基金繰入金で対応することとしております。

続きまして、別冊7をお願いします。議案第56号、令和4年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

まず、1ページをお願いします。第1条ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ881万7,000円と定めております。

最初に、歳入予算について説明いたします。6ページをお願いします。6ページの前年度繰越金につきましては、令和3年度決算に伴い、金額が確定いたしましたので、既計上予算との差額であります201万6,000円を追加計上しております。

次に、7ページの歳出になります。歳出では、先ほどの前年度繰越金と同額の201万6,000円を予備費に追加計上しております。

最後になりますが、別冊8をお願いします。議案第57号、令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

1ページをお願いします。第1条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ914万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,745万9,000円としております。

まず、歳入予算について、6ページをお願いします。上の段の一般会計繰入金につきましては、旧慣使用としまして荻の草原野の一部貸付けに伴い、一般会計で受け入れる貸付金収入の13%の額14万1,000円を財産区の収入として計上するものでございます。なお、旧慣使用の件数は1件でございます、貸付面積は約7.2ヘクタールでございます。また、下の段の前年度繰越金につきましては、令和3年度決算に伴い、金額が確定いたしましたので、900万円を追加計上しております。

次に、歳出予算になりますが、7ページをお願いします。上の段の款1の項2の目1諸費になります。先ほどの一般会計繰入金を財源としまして、その3分の1の額を入会権者であります地元牧野組合へ負担するもので、4万8,000円を計上しております。また、残りの財源につきましては、予備費に909万3,000円を追加計上しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、議案第55号から議案第57号までの質疑を終わります。

#### 日程第12 議案第58号 令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第12、議案第58号「令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第58号、令和4年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。資料は、別冊9を御覧いただきたいと思っております。

開けて、1ページでございます。本補正予算は、第2号補正となります。第2条でございますが、当初予算第3条で定めました収益的収入及び支出の予定額を下記のとおり補正させていただいているところでございます。まず、収入側でございますが、第1款病院事業収益としまして、収入の補正を500万円増額し、合計額28億6,743万5,000円としております。また、支出でございますが、第1款病院事業費用としまして、同じく500万円を増額し、合

計 28 億 6,743 万 5,000 円としております。

詳細につきましては、5 ページで説明させていただきますので、お聞きいただきたいと思  
います。まず、下段からでございますが、病院事業費用の医業費用、経費としまして、節  
10 修繕費でございます。今回設備修理としまして 500 万円を増額し、合計 900 万円で補正を  
させていただいております。この財源につきましては、上段の収入でございますが、建物災  
害共済共済金ということで 500 万円を同額計上させていただいているところでございま  
す。本件につきましては、6 月 26 日に発生しました落雷被害に伴いまして、外灯の設備等が 11  
台、それから院内の各棟にございます照明のスイッチ等を集中管理している機材等が故障し  
ておりまして、この修繕を行わせていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 59 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やす  
らぎ交流館）

日程第 14 議案第 60 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施  
設）

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 13、議案第 59 号「公の施設の指定管理  
者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」、日程第 14、議案第 60 号「公の施  
設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」につきましては、2 つの施設  
が近接していることから、合わせて公募を行っております。よって、一括議題にしたいと思  
います。また、本件は、付託先の委員会をまたぐことから、委員会付託を省略し、指定管理  
の公募方法に合わせて、本日一括して質疑、討論、採決としたいと思っております。これに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、日程第 13、議案第 59 号及び  
日程第 14、議案第 60 号の指定管理者の指定については、一括議題とし、一括して質疑、討  
論、採決とすることに決定いたしました。なお、本議題への質疑は、全議員が可能でありま  
すことを申し添えます。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、議案書の 18 ページ、19 ページをお願い申し上げます。  
ただ今一括議題としていただきました 18 ページ、議案第 59 号及び 19 ページ、議案第 60 号、  
公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自



治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、18 ページ、議案第 59 号についてでございます。公の施設の名称、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館。次に、19 ページをお願い申し上げます。公の施設の名称、阿蘇市森の体験交流施設の 2 つの施設になります。指定管理者に指定する団体、いずれも所在地が愛媛県上浮穴郡久万高原町に所在しております J P T ・ T o u r s ・ J a p a n 株式会社、代表者は、代表取締役、米元一泰氏でございます。指定の期間、令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年半でございます。

なみの高原やすらぎ交流館及び森の体験交流施設につきましては、令和 3 年 4 月 1 日からの指定管理につきまして応募がなく、この間 1 年半、市直営で運営を行ってまいりました。今般新たに募集を行いまして、2 社が応募、プロポーザル等を踏まえまして、四国 3 県におきまして同類施設管理実績があります J P T ・ T o u r s ・ J a p a n 株式会社を選定したものでございます。まず、愛媛県では久万高原ふるさと旅行村の指定管理、また高知県におきまして四万十源流の里の指定管理、徳島県におきましては野外活動センター等の指定管理を行ってきた会社でございます。

なお、本件 2 つの施設につきましては、設置条例は個別でありましたものの、議長の説明にありましたように、同一敷地内の施設でございます。指定管理者の応募に当たりましても一体型施設として一括して募集を行ってききましたので、一括して今回御提案をさせていただきました。指定管理料につきましては、両施設合わせまして年額 396 万円、2 年 6 か月の指定管理期間中、990 万円としているところでございます。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。

18 番議員、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 18 番、田中でございます。2、3 点お尋ねします。

今までの運営に無理が生じたためであろうかと思いますが、行政判断で指定管理に決定されたと思います。指定管理に至った経緯とこれからについて、2、3 点お尋ねします。特に地元である波野地区の理解と賛同が必要であったと思いますが、その点をどういうふうに理解されておられますか、その点が 1 つ。先ほどお話がありましたが、今回の予算計上、年間 396 万円ということでございます。今までの運営料との相違がどのくらいあるのかということ。そして、もう 1 点、この会社を調べてみますと、いろいろなことを経験されております。キャンプ場あたりもやっておられるということで、今、波野の同施設につきましては、芝生の広場とかいろいろありますので、その辺のキャンプ場関係についても言及されているのかどうか、その点、3 点お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） まず、1 点目の波野の地域の方々の理解ということでございます。併せて、指定管理の募集に踏み切ったところということでございます。そもそもがコロナの経営不安が原因ということと施設の老朽化ということで、令和 3 年の間は施設の使用

の可能性をうかがおうというところで宿泊をお休みして、サウンディングを1年間やってきました。なぜかという、地域の方たちが、やはりあれは都市と農村の交流事業としての補助事業でもあるし、まだその期間でもございます。その辺は大切に、そして何より目の前に別にグラウンドもありまして、合宿等も非常ににぎわっておりました。そこをどうしても継続してほしいという要望があり、協議も何度かいたしました。その中で、まず可能性を探ってみますと。そうしたら、意外にもあの施設がまだ使えるという御意見をいただきましたので、また区長さんに民間の宿泊のノウハウがあるところに指定管理募集をしてみますということでお話をさせていただきました。

そして、2点目の管理料の相違でございます。これまでは300万円程度でお願いをしておりました。ところが、やはり300万円で応募がなかったわけですので、それに加算をして100万円、それと今、電気代等が非常に高いです。そういったところで、税別の400万円ということで今度計上させていただきました。実は、やすらぎ交流館自体は、お客さんを入れず、ただ開けているだけでもランニングが200万円ほどかかる施設でございます。このため、やはり指定管理に募集するほうが財源的にも、例えばこれを直営のまま本稼働しますと、今は火口見学の料金徴収員の代用で立てておりますけれども、実際運営してしまいますと、恐らく人件費だけでも夜間業務加算がありますので1,500万円、それと諸経費400万円、1,900万円の委託料計上となって、それだけのまた収入をとることになります。今回指定管理になってきますと、400万円の募集に対して、先方は360万円で応募されました。400万円（税別）の公募に対して、今回の事業者は360万円（税別）で応募されましたので、これで2年半契約をさせていただく予定でございます。

それと、最後のキャンプ場については、本当にキャンプもやりたいということでトレーラーハウスを導入したいという計画がございます。また、自主事業の中ではカフェですね、特にインバウンドの需要が強いということで、オーストラリアでも、今、観光業を持っていますので、非常に外国人の事業もやりたいということで、英語カフェも自主事業として予定をされています。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 11番、市原です。

指定管理の応募があったということでいいことだと理解していますが、この会社が愛媛県ということですので、特に以前から指定管理については保証人をつけるべきではないかということをおっしゃっていますが、その件について検討がなされたのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 保証人のほうは、深く検討はしていません。

○議長（湯浅正司君） 11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 今、話をしていないということですが、いろいろ実績はあるとい

うことで聞いておりますけれども、県外でもあるし、いろんなことが考えられますので、やはりここには保証人ということを当然考えるべきではないかと思いますが、これからでもそういう検討をなさったほうがいいんじゃないですか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今回2社から応募がございまして、選定に当たりましては県の中小企業診断士に意見書をいただいております。その意見書を踏まえながら選定委員会で慎重審議しまして、最終的に今回の業者を選定したような形になります。保証人の話につきましては、今後の検討課題というところで整理させていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第59号及び議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第59号及び議案第60号の2件を一括して採決いたします。議案第59号及び議案第60号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号及び議案第60号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。やがて12時になりますが、議案審議中のため、このまま続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、このまま続行いたします。

#### 日程第15 議案第61号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第15、議案第61号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第61号、和解及び損害賠償の額の決定について、御説明申し上げます。

議案集の20ページをお願いいたします。まず、提案理由でございます。本件は、令和4年3月6日、大観峰園地駐車場において発生した一般車両の物損事故につきまして、和解及び損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要につきまして、まず和解の相手につきましては、記載のとおりでございます。

次に、事故の概要です。令和4年3月6日、午後1時頃、大観峰園地駐車場に駐車中の相手方の車両が、野焼きの炎と熱風によって焼損、相手方に損害を与えたものでございます。次に、和解及び損害賠償の額についてです。市は、相手方に対し152万5,000円を支払う。内訳としまして、車両時価132万7,000円及び休車損害としまして19万8,000円、過失割合につきましては市が10割となっております。なお、本件事故に関して、今後、市と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認しております。

補足させていただきます。これまで野焼きにつきましては、阿蘇市が火入れ許可権者となりまして、担い手への安全対策、観光客への注意喚起、巡回パトロールなど安全対策を徹底してきたところでございますが、今回このような複数の車両損害事故が発生したことは、やはり結果的に安全対策としては不十分であったと言わざるを得ません。今回事故を未然に防止できなかった事実を真摯に受け止めまして、来年の野焼きに向けまして、再発防止策を徹底し、安全な野焼きの実施に努めたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番議員、園田です。

火入れ責任者は阿蘇市ということになっているんですけども、その牧野にも火入れ責任者というのがいらっしゃるわけですけども、一切牧野には過失はないという判断でしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問でございます。阿蘇市につきましては、各牧野組合から火入れ許可申請書が上がってまいります。それに伴いまして、火入れ許可を行っているのが阿蘇市でございます。したがって、火入れ権者ということで、阿蘇市が火入れ権者になっております。火入れ責任者におきましては、各牧野組合で火入れ責任者を設定いただきまして、火入れ許可申請を行っておりますけれども、火入れ責任者の責任の度合いにつきましては、いわゆる火入れ作業に対する不注意でありますとか、故意に消火を怠ったとか、そういった場合につきましては過失が問われますけれども、今回のように強風によりまして想定以上の火のあおりがあったといったところにおきますと、なかなか火入れ責任者の責任の度合いが追求できませんので、今回の事例につきましては火入れ権者であります阿蘇市のほうで損害賠償責任を果たさせていただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） また今後同じような事例が出た場合は、牧野組合と市と協議をしながら過失割合あたりの話もやっていくということですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回、観光施設によります注意喚起等は行われておりましたけれども、大観峰園地駐車場の完全閉鎖がなされていなかったところもございまして、今後そういう同様の事象が発生した場合については、また地元との協議になろうかと思っております。

います。安全対策につきましては地元の非常に大切な部分になってまいりますので、これについては地元としっかり協議を重ねてまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 私も牧野組合の一員として今後火入れ責任者あたりで代表になる可能性もあります。先ほどから通行止めの件でありますとか、立入禁止の件が話に出ておりますので、看板あたりも設置するような予算も組んであります。そのあたりの対応はしっかりとやっていかなければ、今後の牧野運営は非常に不安で脱会者等が相当出てくるような感じになっておりますので、そのあたりは牧野と市としっかりと対応をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員がおっしゃるように、地元火入れ作業に対しまして不安視を与えるような部分があってはならないということで、これについては事故防止対策、安全対策をそれぞれ地元との間でしっかり協議を行いまして、何らかの対策を行ってまいります。野焼き作業については、今後ともしっかり継続していく必要がございます、こういった阿蘇の草原を守るために必要不可欠な取組でございます。しっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時07分 散会